

市長部局

令和3年

北秋田市監査委員公告 第4号

定期監査の結果に対する改善措置状況について

令和2年度定期監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年5月11日

北秋田市監査委員 中 川 真 一

北秋田市監査委員 山 形 聡 伸

北秋田市監査委員 関 口 正 則

## 定期監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 配当予算を超えた予算執行について</p> <p>財務規則第54条の規定により、支出負担行為は歳出予算の配当額の範囲内でしか行うことができないが、監査基準日（11月30日）現在において、「多様な農業経営応援事業費補助金」及び「スマート農業応援事業費補助金」の事務に、次のとおり配当予算を超えた予算執行が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な農業経営応援事業費補助金 配当額2,000,000円－支出負担行為累計額8,066,000円＝配当残額△6,066,000円</li> <li>・スマート農業応援事業費補助金 配当額9,000,000円－支出負担行為累計額11,775,000円＝配当残額△2,775,000円 (支出負担行為)</li> </ul> <p>財務規則第54条 予算執行者は、支出負担行為をしようとするときは、歳出予算の配当額（継続費及び債務負担行為に基づく支出負担行為にあつては、予算執行計画に定める金額）の範囲内において、支出負担行為の内容を明らかにした書類を添えて、支出負担行為決議票又は支出負担行為及び支出決議票により決議しなければならない。</p> <p>いずれの補助金も3月補正予算によって支出超過状態が解消されたが、法令に違反した事実を訂正できるものではなく、これらの予算執行は、いわゆる事前執行と判断される認められない行為である。</p> <p>昨年度の定期監査報告書において都市計画課の同様の事例を取り上げ、再発防止を喚起したばかりにもかかわらず、再び同様の事例が繰り返されたことは、コンプライアンス（法令遵守の組織統制）が徹底されておらず、甚だ遺憾である。よって、本件の評価は「指摘事項」が相当と判断した。全庁共通の問題として捉え、早急に改善措置を図らねばならない。</p>	<p>(農林課) (財政課)</p> <p>本来、補助金などは、予算の範囲で補助する（決定）するべきと考えております。なお、予算以上に必要になる場合は、補正予算成立後に補助申請及び補助決定を行う必要があると考えております。</p> <p>今回指摘の「多様な農業経営応援事業費補助金」「スマート農業応援事業費補助金」については、コロナ関連事業費として令和2年7月の補正対応であります。補助申請を受付（募集）したところ、令和2年8月31日現在で見込を大きく上回る申し込みがあり、コロナ関連事業であることから、令和2年9月の追加補正での対応を検討しましたが、他補助金の残予算が同一の目・節内にあることから、節内の相互の流用での対応といたしました。歳出予算の配当額を超える予算執行との指摘については、歳出予算の配当は節単位を原則としていることから、事前執行との認識はありませんが、予算の説明資料である事項別明細書に記載した予算額を一部超える執行となっていたことは事実であることから、今後も適切な説明と執行に努めてまいります。</p>

(2) 合川公民館改築事業の設計関連業務について

合川公民館改築事業（解体工事関連を除く。）関係の設計関連業務は、これまでに下記の2件が発注されている。

①合川公民館検討委員会資料作成業務委託契約（請書）締結日は令和元年12月17日、契約の方法は随意契約、契約金額は294,800円、業務期間は元年12月20日から2年3月19日まで、成果品は、検討委員会による3案の簡易平面図（ゾーニング）の提出と2年1月29日開催の第2回検討委員会への出席である。

②合川公民館改築工事实施設計業務委託契約締結日は2年8月6日、契約の方法は一般競争入札（条件付き）、契約金額25,652,000円、業務期間は2年8月7日から3年3月26日まで、業務内容は、基本設計業務、実施設計業務及び建築確認申請業務である。

監査において識別したリスク（組織目的の達成を阻害する要因）は、上記2件の契約の相手方が、同一の者であるということ。これは、②の入札の半年前に開催された合川公民館検討委員会に、②の落札者となった者が市側アドバイザーの立場で出席していたということである。

時系列に俯瞰し、リスクの内容及び程度を検討すれば、2件の契約の相手方が同一であることによって、②の入札は、透明性、公正性が著しく損ねられている。

行政事務の要諦である透明性、公正性を確保しつつ、建築設計士の出席を求め、新公民館建設に市民要望を酌みたいという市側の意図を達成させることは、次の方法によれば実現できたと考えられる。

○基本設計と実施設計を分割発注し、基本設計契約後に、契約の相手方に検討委員会への出席を求める。

○工期に余裕がない等の理由により本件のごとき契約方法にせざるを得ない場合には、①の契約の相手方は、②の入札から除外す

(財政課)

「①合川公民館検討委員会資料作成業務委託」の成果品については、「②合川公民館改築工事实施設計業務委託」の受注者が他の相手方であっても提出・利用可能なものであり、②の業務価格についても、設計業務等積算基準に基づき積算されたもので、同業務の入札にあたって有利不利が生じるものではないとの認識であります。

ご指摘については、今後かかる疑念を抱かれることのないよう、透明性、公平性に配慮しつつ発注の検討を行うべき旨、庁内に周知してまいります。

市長部局

る。

基本設計と実施設計を分割する一般的な手順を踏まずに、また、入札の透明性、公正性の担保に必要な配慮もなされずに執行された一連の事務は、市政に対する市民の信頼をも損ないかねない程に不適切であり、本件の評価は「指摘事項」が相当と判断した。本件が今後の類似事案の前例とならないように、全庁への周知を徹底されたい。